

住まい見守り・補償サービス 初回登録料補助制度

区内転居時に、世田谷区と協定を結んだ民間事業者が提供する入居中の安否確認と死亡時の費用補償がセットになったサービスに加入する場合、初回登録料を世田谷区が全額補助します（月額利用料は自己負担になります）。

1. 補助対象者（申請できる方）

世田谷区内在住で、以下の条件のいずれにも該当する方。

- ・満60歳以上の方もしくは障害者の方
- ・世田谷区内の民間賃貸住宅に単身で転居される方

※サービスにはご利用要件がございます。裏面でご確認ください。

2. 利用申込み・補助金申請の流れ

①不動産店でサービスの利用申込み

本制度の対象となるサービスの取扱い不動産店（※）で、賃貸住宅入居の手続きとサービスの利用申込み・初回登録料の支払いを行います。

※区のホームページで取扱い不動産店の一覧を公開しています。

※初回登録料の支払い方法は、取扱い不動産店で確認してください。

◎生活保護を受けている方は、申請の流れが異なりますので、必ず、サービスの申込前に下記《お問い合わせ先》へご連絡ください。

②初回登録料の補助申請

見守り・補償サービスの申込日から3か月以内に、以下の書類を区役所へ提出してください。

【提出書類】

- ・補助金交付申請書兼請求書
- ・口座振込依頼書兼登録申請書
- ・サービス利用申込書（お客様控え）のコピー
- ・賃貸借契約書のコピー
- ・サービスの初回登録料を支払ったことを証明するもの（領収書、振替払込請求書兼受領証等）のコピー
- ・住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- ・障害者手帳のコピー（60歳未満で、障害がある方のみ提出してください。）

必要書類の用紙は①区役所の居住支援課窓口で受け取るか、②区のホームページからダウンロードしてください。

《お問い合わせ先》

世田谷区都市整備政策部居住支援課（世田谷区世田谷 4-21-27）

電話：03-5432-2499 FAX：03-5432-3040

区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/03665/3716.html>

Q 世田谷区 住まい見守り 検索



3. サービス内容

世田谷区と協定を結んでいる居住支援法人ホームネット（株）が提供するサービスです。

【ご利用要件】・単身でお住まいの方

- ・固定電話、携帯電話、スマートフォンのいずれかをお持ちの方
※ハローライト A プランを除く
- ・安否確認の結果メールの受信者を1名以上確保できる方（親族以外も可）
※ハローライト B プランの場合は、電話での連絡先も必要

見まもっ TEL プラス

① 週2回の電話（自動音声による）安否確認



週2回の安否確認

週2回、音声ガイダンスの電話で安否確認を行い、メールで結果をお知らせ



② 死亡時の原状回復費用、遺品整理費用の補償（上限 100 万円）

サービス利用者が自宅内で誰にも看取られず死亡（自殺、犯罪死または孤独死）した場合、利用者の死亡に起因した原状回復費用、遺品整理費用を最大 100 万円まで補償します。

利用料金

初回登録料	月額利用料
11,000 円（税込）⇒ <u>区的全額補助</u>	1,650 円（税込）⇒ 自己負担

HN ハローライト



① 室内ライト点灯の有無による安否確認

※LED 電球の中に SIM が内蔵されているため、電球1つでも通信します。（Wi-Fi 不要）

※通常の電球と同じ規格なので、特別な工事が不要です。（電源も不要）



② 死亡時の原状回復費用、遺品整理費用の補償（上限 50 万円）

サービス利用者が自宅内で誰にも看取られず死亡（自殺、犯罪死または孤独死）した場合、利用者の死亡に起因した原状回復費用、遺品整理費用を最大 50 万円まで補償します。

利用料金

	異常時対応（安否確認）	初回登録料	月額利用料
A	登録先へ異常をメール	13,200 円⇒ <u>区的全額補助</u>	1,650 円⇒自己負担
B	状況により現場派遣員が駆けつけ、安否確認	16,500 円⇒ <u>区的全額補助</u>	3,850 円⇒自己負担

＜サービス内容についてのお問い合わせ＞

ホームネット株式会社 見まもっ TEL プラス
HN ハローライト

電話：0120-240-343
電話：03-6630-8038